

転職を考えている方必見！あなたも対象 再就職等規制・届出制度

国家公務員及びOBには、再就職に関し、3種類の行為の規制と、再就職の届出の義務がかかります（別添参照）。法令に違反しないよう気をつけて求職活動を行いましょう！

補佐級以上の方は「利害関係企業等」への求職活動が規制されています！

（※）行（一）の場合は5級以上

以下の事務の相手方は
「利害関係企業等」です

- ①許認可等
- ②補助金等の交付
- ③立入検査・監査又は監察
- ④不利益処分
- ⑤行政指導
- ⑥契約
- ⑦犯罪の捜査・公訴の提起
- ・刑の執行



利害関係に要注意！

求職活動時点の職務において、上記7つの事務の相手方となっている営利企業等への求職活動は規制されています。直接業務を担当していないくても指揮命令権によっては該当することも。判断に迷ったらすぐに相談を！

直接言わなくても…

就職を目的としていることを直接示す発言等を行っていなくても、複数の行為を総合的にみて、求職規制違反が認定された事例があります。再就職後に違反認定された場合、再就職先の退職や相当額の給与の返納もあり得ます。

任期付職員も対象です！

任期付職員であっても、職務と利害関係のある企業・団体への求職活動はできません。
※任期付職員となる前に、任期満了後に元の企業に戻る約束をしていた場合は問題ありません。

一定の条件を満たす国家公務員は、官民人材交流センターの実施する再就職支援事業を利用できます！同センターの事業では、再就職等規制に関する確認が行われる仕組みとなっています。
官民人材交流センターHP：<https://www8.cao.go.jp/jinzai/>



自分に必要な届出を確認し、遅れずに届け出ましょう！

すべての職員

在職中

再就職の約束
(内定)

約束後1週間以内を目安に
届出

元管理職職員

離職後2年間

再就職（自営業、
フリーランス含む）

独法等

再就職前に届出

その他

再就職後1か月以内を目安に届出

制度の詳しい内容や届出の様式については、
別添や内閣人事局HPをご確認ください。

(https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html)



内閣人事局 再就職

検索

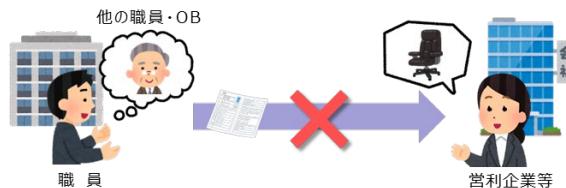
国家公務員の再就職等規制

⚠ すべての職員が対象です！

1

現職の職員によるあつせん規制

- ✓ 現職の職員が、他の職員・職員OBを再就職させることを目的として行う、営利企業等への
 - ・当該者の情報の提供、
 - ・再就職ポストに関する情報の提供依頼、
 - ・再就職させることの要求・依頼を、それぞれ**禁止**。



2

在職中の求職活動規制

- ✓ 本省課長補佐級以上に相当する現職の職員が再就職することを目的として行う、利害関係企業等への
 - ・自己の情報の提供、
 - ・再就職ポストに関する情報の提供依頼、
 - ・再就職させることの要求・約束を、それぞれ**禁止**。



3

職員OBによる働きかけ規制

- ✓ 再就職者が、離職前に在職した局等組織の職員に対して契約や処分に関する働きかけを行うことを**禁止**。
- ✓ 働きかけを受けた職員には**届出義務**あり。



4

再就職情報の届出制度

※ 様式は内閣人事局HPからダウンロードできます。
※ ご所属の人事担当に提出してください。

在職中

すべての職員

再就職の約束 (内定)

約束後1週間以内を
目安に届出

離職後2年間

元管理職職員

再就職
(自営業、フリーランス含む)

独法等

その他

再就職前に届出

再就職後1ヶ月以内を
目安に届出



違反した場合の例

- ✓ 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- ✓ さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

◆ 在職中の約束の届出

職員（役職を問わずすべての者）は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。（約束をした日から1週間以内を目安に提出）

◆ 離職後の事前届出

管理職職員（注）であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合（上記届出を行った場合を除く）には、所定の様式で、届出を行う必要があります。（再就職日より前に提出）

◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合（上記届出を行った場合を除く）には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。（再就職日から1か月以内を目安に提出）

（注）「管理職職員」に該当する職員については、適用俸給表等に応じて定められています（例：行政職（一）の場合は7級二種以上）。

【届出義務に違反した場合】

○ 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

※ 届出が必要か判断に迷う等の場合は、まずは、所属する府省等の人事担当部局にお尋ねください。

くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載している『国家公務員が知っておかなければならぬ「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度』』や『再就職情報の届出に関するQ&A』をご覧ください。

【内閣人事局ウェブサイト】

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html



The screenshot shows the Cabinet Secretariat website with a search bar and a navigation menu. A specific page is highlighted, showing sections on 'Employment Regulations' and 'Employment Information Reporting System'. The right side of the image shows a detailed page with a table of contents and various sections of the regulations.

【連絡先】

内閣官房内閣人事局 退職管理担当 03-6257-3765(直通)

よくある質問は次のページ



一度でも管理職職員であったことがある全ての方へ

＜届出に関するよくある質問＞

※ 以下で「届出」は、「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を指します。なお、管理職職員として「在職中の約束の届出」をした場合は、当該再就職について離職後の届出は不要です。

Q 1 離職時には管理職職員ではない場合は？

A 一度でも管理職職員であったことがあれば、離職後2年間は届出が必要です。

Q 2 離職後に、2回以上再就職する場合は？

A 離職後2年間に複数回再就職する場合も、基本的に全て届出が必要です。

Q 3 法人Aに再就職すると同時に、関連法人Bの地位も兼務する場合は？

A 法人A、法人B両方への再就職について、それぞれ届出が必要です。

Q 4 従業員として再就職した法人の中で、役員に地位が変わった場合は？

A 離職後2年間のうちに、労働契約や委任契約を新たに締結して、再度同じ法人の他の地位に就くこととなった場合は、新たに届出が必要です。

Q 5 離職後に、国や地方公共団体の公務員になる場合は？

A 以下の場合を除き、届出が必要です。

- 人事交流の一環として特別職国家公務員や地方公務員になる場合
- 再任用職員となる場合
- 出身府省の顧問等になる場合

Q 6 正社員や正規職員以外の地位（顧問、非常勤役員、パート、アルバイトなど）に就く場合は？

A 届出が必要です。

Q 7 フリーランスとして活動する場合は？

A 報酬の額が一年間で160万円を超える見込みであれば、届出が必要です。

Q 8 管理職職員を定年退職後に、再任用職員を経て離職・再就職した場合は？

A 定年退職日から2年間の再就職について、届出が必要です（なお、再任用職員の期間に一度でも管理職職員であったことがあれば、再任用職員でなくなった日から2年間の再就職について、届出が必要です。）。

Q 9 民間企業等から任期を付して管理職職員となった後に、離職して民間企業等に再就職した場合は？

A 管理職職員となる前に所属していた民間企業等に再就職する場合を含めて、届出が必要です。